

# 逐条解説 デジタル行政推進法

デジタル庁 デジタル改革企画（法制・制度）／著

＜法令の通称が「デジタル手続法」から「デジタル行政推進法」に変更される予定です＞

## 本コンテンツ紹介

- 書籍として令和2年に刊行した『逐条解説 デジタル手続法』の内容を改正し、条体系に沿って解説。
- 法令所管省庁による条文ごとの解説で、たしかな内容。
- 改正のポイント、通知・資料、これまでの改正背景など豊富に収録。

≫（旧）行政手続オンライン化法から法令成立の背景・概要から理解を深めることができるデジタル化施策推進に不可欠なコンテンツです。

全28条を、条文ごとに端的に解説。  
増えた条文の解釈もしっかりおさえられる！

### 1 概要

逐条解説 デジタル行政推進法 デジタル庁 デジタル改革企画（法制・制度）  
地方自治全般 | 逐条解説

#### （目的）

**第1条** この法律は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第17条及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第7条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策及び情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

基本法第17条及び官民データ活用推進基本法第7条に基づく法制上の措置であるとの位置付けの者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタルの利便性の向上、②行政運営の簡素化及び効率化並びに③社会経済活動の更なる円滑化を図り、寄与することとする。

### 第12条から第14条まで（前注）（令和6年改正の概要）

逐条解説 デジタル行政推進法 デジタル庁 デジタル改革企画（法制・制度）  
地方自治全般 | 逐条解説

現在、我が国の行政機関においては、個別の法令単位で、当該法令の対象となる法人に対して「商号」「代表者の氏名」「所在地」等の法人を特定するための情報（以下「法人基本情報」という。）の提供に係る義務を課し、提出を受けた行政機関等において、当該情報を管理している状況である。具体的には、個別の法令において、申請等を行う際には、法人基本情報の提出を求め、当該法人基本情報について、変更があった場合は、変更の届出を求めるとしている。

この結果として、図1のように制度単位で、法人基本情報の変更について、数万から数十万件の手続が行われているが、法人基本情報の多くは、登記情報と共通する。各制度で登記と重複する事項に係る変更の登記の手続は約82万件であり、変更の登記がなされた情報を各制度所管の行政機関等が入手することで、年間82万件×各法人が手続を行う制度数分の手続負担の軽減を図ることができる。

#### ●図1 制度毎の手続件数

項目	各手続の対象数、変更手続件数（年間）		備考
	対象数	変更手続件数	
法人基本情報	28,000	82,000	※ 法人基本情報共有システムで、登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。
法人基本情報（変更）	4,000	12,000	※ 法人基本情報共有システムで、登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。
法人基本情報（共有）	4,000	12,000	※ 法人基本情報共有システムで、登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。登記簿とは別に管理している。

  

年度	制度数	対象数	変更手続件数	合計
2022年	15,489	15,908	36,010	67,305
2023年	15,415	15,717	36,339	67,471
2024年	15,887	14,167	34,350	64,404

＜出典＞デジタル臨時行政調査会作業部会（第18回）（令和5年（2023年）2月22日）資料2＞

法人基本情報に係る手続については、情報を提出する法人においては、重複して手続を行う負担が生じており、デジタル行政推進法第2条第2号において掲げられた「ワンストップ」（民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報シ

改正の概要をまとめたページもあり、  
制度理解の深耕の一助に！  
参考にしたい資料もあわせて掲載。

※実際の画面とは異なる場合があります。  
※コンテンツ名等は変更となる可能性があります。

自治体実務 解説サービス **GovGu!de** とは？

- 加除式図書など業務でご活用いただいているぎょうせいコンテンツを検索できるサービス！
- 「キーワード検索」と「文章検索」で普段お使いのネット検索のように、知りたい内容が探せる！
- 全国の自治体でご活用いただけます。利用方法は裏面下部をご覧ください。

ぎょうせい

# コンテンツのここがポイント！

## ●関連する通知・資料も充実

「電子政府」「IT基本法」「e-Japan重点計画」…現在のデジタル行政推進法になるまでの経緯をまとめた年表つき。行政手続オンライン化法関係、デジタル行政推進法関係の通知も収録。

## ●改正内容が反映される！

定期的に改正内容が反映されるため、本コンテンツがあればデジタル行政推進法の対応は万全です！

### 〈主な改正点〉

- 国によるデータベースの整備やデータ連携の促進
- クラウドサービスの共同利用に関する規定の整備
- 行政機関等のガバメントクラウド利用の検討に関する義務・努力義務

### 〈もくじ〉

#### I はじめに

- 1 行政手続オンライン化法の制定に至る経緯
- 2 行政手続オンライン化の見直し
- 3 オンライン利用促進の取組と行政サービス改革
- 4 デジタル手続法（令和元年改正法）の策定に至る経緯
- 5 デジタル行政推進法の所管

#### II 逐条解説 デジタル行政推進法

題名、第1条～第28条、附則

#### III その他

- 1 行政手続オンライン化法の改正に伴う個別法の改正
- 2 行政手続オンライン化法の改正に伴う個別政令の改正
- 3 行政手続オンライン化法の改正に伴う経過措置
- 4 検討規定

#### IV 参考資料

- 1 令和元年改正法（デジタル手続法）関係
- 2 （旧）行政手続オンライン化法関係年表

自治体のお客様限定で無料で1か月間お試しいただけます。

ご希望のお客様は、下記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。



株式会社

ぎょうせい

GovGu!de サポート窓口

Mail : GovGuide@gyosei.co.jp

こちらからも  
お問い合わせ  
いただけます⇒

